

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第2号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和34年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定により、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(登録原簿)</u></p> <p>第2条 <u>法第10条の規定による岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿の様式は、別に定める様式のとおりとする。</u></p> <p>(登録申請書等)</p> <p>第3条 <u>法第11条第1項の規定による登録申請書並びに同条第2項の規定による添付書類のうち博物館資料目録及び職員名簿の様式は、別に定める様式のとおりとする。</u></p> <p>(登録事項の変更届等)</p> <p>第4条 <u>法第13条第1項又は法第15条第1項の規定による届出をしようとするときは、別に定める様式により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。ただし、博物館資料目録の記載事項の変更の届出は、毎年12月31日までとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第22条</u>の規定により、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(登録申請書等)</p> <p>第2条 <u>法第12条第1項の規定による登録申請書の様式は、別に定める様式のとおりとする。</u></p> <p><u>2 法第12条第2項第2号の規定による添付書類は、博物館を設置しようとする法人の種類等に応じて別に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(登録事項の変更届)</p> <p>第3条 <u>法第15条第1項の規定による届出の様式は、別に定める様式のとおりとする。</u></p> <p>(定期報告)</p> <p>第4条 <u>法第16条の規定による報告は、別に定める事業年度ごとに別に定める期日までに行うものとする。</u></p> <p><u>(博物館の廃止届)</u></p> <p>第5条 <u>法第20条第1項の規定による届出の様式は、別に定める様式のとおりとする。</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第6条 <u>この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。